

新潟市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 7月10日

新潟市長 中原 ノハ一

新潟市規則第35号

新潟市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表8の項中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表15の項を同表19の項とし、同表14の項を同表16の項とし、同項の次に次のように加える。

17	市長が別に定める者が水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の4階以上を利用することが水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の活性化に資する場合	市長が別に定める額
18	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の4階以上を利用する場合	全額

第11条第1項の表中13の項を15の項とし、10の項から12の項までを2項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けた者が水の公園福島潟水の駅「ビュー福	全額
----	---	----

	島潟」の4階以上又は水の公園福島潟キャンプ場 を利用する場合	
11	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交 付を受けた者が水の公園福島潟水の駅「ビュー福 島潟」の4階以上又は水の公園福島潟キャンプ場 を利用する場合で、その者1人につき1人の介助 者	全額

第11条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、前項の表第16の項又は第18の項に該当する者は、この限りでない。

第11条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定めるもの  
を提示して使用料の免除を受けることができる。

(1) 第1項の表第6の項に該当する者 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使  
用料徴収規則（昭和40年新潟市規則第18号）別記様式第2号の2に定める施設  
利用証

(2) 第1項の表第7の項、第9の項、第10の項又は第11の項に該当する者  
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳

(3) 第1項の表第12の項から第16の項までに該当する者 駐車券

(4) 第1項の表第17の項に該当する者 市長が別に定めるもの

第11条第4項中「10から13までに」を「第12の項から第15の項までに」に  
改める。

第18条の5中「第11条第1項の表第13の項」を「第11条第1項の表第15の  
項」に改める。

(新潟市水族館条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市水族館条例施行規則（平成3年新潟市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「団体」の次に「、回数券及び年間入館券」を加え、同条第2項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「9の項」を「18の項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定めるものを提示して入館料の免除を受けることができる。

(1) 別表6の項に該当する者 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収

規則（昭和40年新潟市規則第18号）別記様式第2号の2に定める施設利用証

(2) 別表7の項又は9の項に該当する者 同表7の項又は9の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳

(3) 別表17の項に該当する者 市長が別に定めるもの

別表1の項中「生徒」の次に「（同法に規定する特別支援学級の児童又は生徒を除く。）」を加え、同表9の項を同表18の項とし、同表8の項中「第6条第3号」を「第6条第3項」に改め、同項を同表9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	市内の老人福祉施設等（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）の入所者又は通所者が、その事業目的のため、職員に引率されて入館する場合	3分の1の額
11	市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項、第9項若し	全額

	くは第17項に規定する障害福祉サービスを供与している施設又は同条第27項に規定する地域活動支援センターの入所者又は通所者が、職員に引率されて入館する場合	
12	市内の児童福祉法第6条の2第2項から第4項までに規定する障害児通所支援を行う事業所の利用者が、職員に引率されて入館する場合	全額
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業を行う事業者として市に登録した日中一時支援等事業者（その所在地が市内にあるものに限る。）の利用者が、職員に引率されて入館する場合	全額
14	市内の認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設をいう。）に通園する幼児が、教育目的のため、職員に引率されて入館する場合	半額
15	市内の児童相談所に保護されている児童又は幼児が、児童福祉法に規定する目的のため、職員に引率されて入館する場合	全額
16	市内の精神科の医院又は精神科デイケアの通所者が、職員に引率されて入館する場合	全額

17	市長が別に定める者が入館することが水族館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
----	--------------------------------	-----------

別表7の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「精神病床入院者が」の次に「、職員に引率されて」を加え、同項を同表8の項とし、同表6の項中「3分の2の額」の次に「（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）」を加え、同項を同表7の項とし、同表5の項中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項を同表4の項とし、同表2の項を同表3の項とし、同項の前に次のように加える。

2	市内の学校教育法に規定する小学校、中学校又は中等教育学校前期課程の特別支援学級の児童又は生徒が、教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて入館する場合	全額
---	---	----

別表備考中「4の項まで及び7の項」を「5の項まで、8の項及び10の項から16の項までの規定」に改める。

（新潟市會津八一記念館条例施行規則の一部改正）

第3条 新潟市會津八一記念館条例施行規則（平成10年新潟市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「別表2」の次に「及び7」を加え、同条第3項ただし書中「別表6の項」を「別表8の項」に改め、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3又は5に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表2の項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加え、同表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項

の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが記念館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市美術館条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市美術館条例施行規則（平成11年新潟市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「別表4-2」の次に「及び8」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3又は5に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表7に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表第4の4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項の次に次のように加える。

7	市長が別に定める者が観覧することが美術館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
8	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	常設展示観覧料の全額

(新潟市歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟市歴史博物館条例施行規則（平成15年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び10の項」を加え、同条第3項中「9の項」を「11の項」に改め、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又

は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表9の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表第2の1の項中「常設の」を削り、同表2の項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加え、同表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表9の項を同表11の項とし、同表8の項の次に次のように加える。

9	市長が別に定める者が観覧することが博物館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
10	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日及び5月18日（国際博物館の日）に観覧する場合	常設展示の観覧料の全額

（新潟市新津美術館条例施行規則の一部改正）

第6条 新潟市新津美術館条例施行規則（平成17年新潟市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表2又は4に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表第4の3の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表6の項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが美術館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
---	--------------------------------	-----------

（新潟市潟東樋口記念美術館条例施行規則の一部改正）

第7条 新潟市潟東樋口記念美術館条例施行規則（平成17年新潟市規則第50号）の一

部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが美術館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市新津鉄道資料館条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟市新津鉄道資料館条例施行規則(平成17年新潟市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが資料館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市しろね大凧と歴史の館条例施行規則の一部改正)

第9条 新潟市しろね大凧と歴史の館条例施行規則（平成17年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び10の項」を加え、同条第3項ただし書中「9の項」を「11の項」に改め、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表9の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表9の項を同表11の項とし、同表8の項の次に次のように加える。

9	市長が別に定める者が観覧することが館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
10	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市潟東歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

第10条 新潟市潟東歴史民俗資料館条例施行規則（平成17年新潟市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが資料館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則の一部改正)

第11条 重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則（平成17年新潟市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが旧笹川家の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則の一部改正)

第12条 新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則（平成17年新潟市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表3の項又は5の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表4の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが記念館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

（新潟市中之口先人館条例施行規則の一部改正）

第13条 新潟市中之口先人館条例施行規則（平成17年新潟市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表5の項に該当する者は、この限りでない。

第5条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表1の項又は3の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表4の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表2の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表4の項を同表6の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	市長が別に定める者が観覧することが先人館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
5	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市澤将監の館条例施行規則の一部改正)

第14条 新潟市澤将監の館条例施行規則（平成17年新潟市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表5の項に該当する者は、この限りでない。

第3条第4項中「、身体障害者手帳」を「同表1の項又は3の項に規定する身体障害者手帳」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表4の項に該当する者は市長が別に定めるものを」を加える。

別表2の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同表4の項を同表6の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	市長が別に定める者が観覧することが館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
5	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則の一部改正)

第15条 新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則（平成22年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第1に定める団体の観覧料は、適用しないものとする。

第9条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び8の項」を加え、同条第3項中「7の項」を「9の項」に改め、同条第4項中「、同表」を「同表」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表7の項に規定する場合は市長が別に定めるものを」を加える。

別表第2の5の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項の次に次のように加える。

7	市長が別に定める者が観覧することが旧小澤家住宅の活性化に資する場合	市長が別に定める額
8	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市旧斎藤家別邸条例施行規則の一部改正)

第16条 新潟市旧斎藤家別邸条例施行規則（平成23年新潟市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第2に定める団体の観覧料は、適用しないものとする。

第9条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び8の項」を加え、同条第3項中「7の項」を「9の項」に改め、同条第4項中「、同表」を「同表」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表7の項に規定する場合は市長が別に定めるものを」を加える。

別表第2の5の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項の次に次のように加える。

7	市長が別に定める者が観覧することが旧斎藤家別邸の活性化に資する場合	市長が別に定める額
8	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料の全額

(新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則の一部改正)

第17条 新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則（平成24年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表に定める団体の観覧料は、適用しないものとする。

第2条第2項ただし書中「2の項」の次に「及び7の項」を加え、同条第3項中「6の項」を「8の項」に改め、同条第4項中「、同表」を「同表」に改め、「療育手帳を」の次に「、同表6の項に規定する場合は市長が別に定めるものを」を加える。

別表5の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同表6の項を同表8の項とし、同項の前に次のように加える。

6	市長が別に定める者が観覧することが情報館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
7	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	常設展示の観覧料の全額

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。